

大田区介護人材スポットワーク導入支援補助金交付要綱

令和 8 年 5 月 26 日

8 福福発第10520号区長決定

改正 令和 8 年 6 月 22 日 8 福福発第10951号福祉部長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、介護人材の確保が課題となっている区内の介護事業所に対し、デジタル技術を用いて短時間・単発の就労を内容とする雇用契約を仲介する事業のサービス（以下「スポットワークサービス」という。）の利用を支援することにより、潜在介護福祉士等の介護現場への参入を促進し、介護サービスの安定的な提供体制の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スポットワーカー スポットワークサービスを利用して就労する者をいう。
- (2) 有資格者 介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、看護師その他区長が認める介護に関する資格又は研修を修了した者をいう。
- (3) サービス提供事業者 スポットワークサービスを提供する事業者をいう。
- (4) 介護職等 第 3 条各号に規定する事業所・施設において従事する介護職員及び訪問介護員その他直接利用者の支援や介護、看護等に関わる職種をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する法人とする。

- (1) 大田区内に所在する事業所等において、次のいずれかに該当する事業を運営していること。
 - ア 都又は区の指定を受けた介護保険法（平成 9 年法律第123号。以下「法」という。）に基づく次のいずれかのサービス
 - (ア) 訪問介護
 - (イ) 訪問入浴介護
 - (ウ) 訪問看護
 - (エ) 訪問リハビリテーション
 - (オ) 通所介護
 - (カ) 通所リハビリテーション
 - (キ) 短期入所生活介護
 - (ク) 特定施設入居者生活介護
 - (ケ) 法第 8 条第14項に規定する地域密着型サービス（認知症対応型共同生

活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、
看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護等)

(コ) 介護老人福祉施設

(サ) 介護老人保健施設

(シ) 介護医療院

イ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム又は同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム（都市型軽費老人ホームを含む。）

(2) 区税を滞納していないこと。

(3) 同一の経費について、国、東京都その他の地方公共団体又は公的機関から補助金、助成金その他これらに類するものの交付を受けていないこと。

(4) 大田区暴力団排除条例（平成24年条例第36号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者でないこと。

(5) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他労働関係法令を遵守していること。

(6) この要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、次の各号の要件を満たすスポットワーカーの雇用に係る次に掲げる経費とする。

(1) サービス提供事業者を支払ったサービス利用料（消費税及び地方消費税並びに振込手数料を除く。）

(2) スポットワーカーに支払った給与（交通費その他の手当を含む。）

2 前項に規定するスポットワーカーは、次の各号のいずれにも該当する者としなければならない。

(1) 有資格者であること。ただし、有資格者であることの確認は、補助対象者がスポットワークサービスのシステム上又は雇用当日に資格証の提示などの方法により行うものとする。

(2) 雇用契約締結時において、介護職等として他の介護事業所に就業していないこと。補助対象者は、スポットワーカー募集にあたる求人掲載の際に「他の介護事業所に介護職等として就業していないこと」を応募要件等にする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は、補助対象経費に含まない。

(1) 交付決定を受ける前に雇用したスポットワーカーに係る経費

(2) 令和9年3月31日までに支払いが完了していない経費

(3) 前項各号の要件を満たさないスポットワーカーに係る経費

- (4) 区長が不適當と認める経費
(スポットワークサービスの要件)

第5条 補助対象となるスポットワークサービスは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 有資格者に特化したスポットワークサービス
(2) 登録時又は雇用契約締結時に、有資格者であることを確認する仕組みを有するスポットワークサービス
(補助率及び補助金の額)

第6条 補助率は、補助対象経費の10分の10とする。

2 補助金の額は、1法人当たり10万円を上限とする。

3 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 この要綱に基づく補助金の交付は、1法人につき1回限りとし、既に補助金の交付を受けた法人は、交付額が10万円に満たない場合であっても、再度の交付申請をすることはできない。

(補助対象期間)

第7条 第4条第1項の経費の対象となる期間は、スポットワーカーの雇用が交付決定日以降に開始され、令和9年2月28日までの間に終了したものとする。

(交付申請及び決定)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める期日までに大田区介護人材スポットワーク導入支援補助金交付申請書（別記第1号様式）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、大田区介護人材スポットワーク導入支援補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

3 区長は、前項に規定する決定をする場合において、必要があると認めるときは、補助金の交付について条件を付することができる。

4 区長は、第1項の規定による申請書の内容を審査し、補助金を交付することが適當でないと認めるときは、大田区介護人材スポットワーク導入支援補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

5 区長は、補助金に係る交付の申請状況により、この要綱の有効期間内であっても、交付申請の受付を締め切ることができる。この場合において、区長は、交付申請の受付を締め切る旨を区のホームページ等により公表するものとする。

(変更又は中止の承認)

第9条 補助対象者は、交付決定を受けた後に内容の変更が生じたとき又はスポ

ットワーカーの雇用を中止しようとするときは、速やかに大田区介護人材スポットワーク導入支援補助金変更・中止承認申請書（別記第4号様式）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、大田区介護人材スポットワーク導入支援補助金変更・中止承認通知書（別記第5号様式）により補助対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助対象者は、交付決定に基づく全てのスポットワーカーの雇用期間が完了した日から起算して30日以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日まで、大田区介護人材スポットワーク導入支援補助金実績報告書（別記第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- （1） サービス提供事業者を支払ったサービス利用料を証する書類（請求書、領収書等）
- （2） サービス提供事業者から提供を受けたサービス利用料の内訳が確認できる書類
- （3） スポットワーカーに支払った給与を証する書類（賃金台帳、振込明細等）
- （4） その他区長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第11条 区長は、前項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査やサービス提供事業者への照会を行い、補助金の額を確定し、大田区介護人材スポットワーク導入支援補助金額確定通知書（別記第7号様式）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付請求及び交付）

第12条 補助対象者は、前条の規定による交付額確定通知書を受けたときは、大田区介護人材スポットワーク導入支援補助金交付請求書（別記第8号様式）を区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による交付請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（是正のための措置）

第13条 区長は、第11条の規定による審査の結果、この要綱に定める補助条件に適合しないと認められる場合は、補助対象者につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じるものとする。

- 2 第10条の規定は、前項の命令により補助対象者が必要な措置をした場合について準用する。

（取消し及び返還）

第14条 区長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱又は交付決定に付された条件に違反したとき。
- (3) 第3条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (4) 第4条第2項各号に掲げる要件を満たさないスポットワーカーを補助対象経費に含めたとき。

2 前項の規定により補助金の返還を命じられた者は、区長が指定する期限までにこれを返還しなければならない。

3 区長は、第1項の規定により補助金の返還を命じた場合において、必要があると認めるときは、返還を命じた日から納付の日までの期間に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した額の違約加算金を徴収することができる。

4 区長は、第1項の規定により補助金の返還を命じた場合において、補助対象者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収することができる。

(報告及び調査)

第15条 区長は、必要があると認めるときは、補助対象者に対し、事業の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又は職員に現地調査若しくは関係書類を検査させることができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和9年3月31日までに第10条の規定による実績報告書の提出があったものに係る第11条及び第12条の規定については、同日後もなおその効力を有する。

付 則

この要綱は、令和8年6月22日から施行する。